

# 特定用途制限地域

区域区分を行わない都市計画区域のうち、用途地域を指定していない地域（いわゆる非線引き白地）及び準都市計画区域において、良好な環境の形成又は保持のため、制限すべき特定の建築物等の用途を定め、地域の特性に応じた合理的な土地利用を行う。

（都市計画法 第9条第15項）

## ■ 特定用途制限地域内の建築規制（建築基準法第49条の2）

特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める。



（建築基準法施行令第130条の2第1項～第3項）

- ① 特定用途制限地域に関する都市計画に定められた用途の概要に即し、当該地域の良好な環境の形成又は保持に貢献する合理的な制限であることが明らかなものでなければならない。
- ② 建築基準法第3条第2項の規定により当該条例の規定の適用を受けない建築物について、建築基準法第86条の7第1項の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- ③ 当該地方公共団体の長が、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。